

平成 18 年 7 月 4 日

各 位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行

「3大疾病保障特約付住宅ローン」の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 野村 正朗）埼玉りそな銀行（社長 川田 憲治）は、7月10日（月）より、第一生命保険相互会社（社長 斎藤 勝利）を引受幹事保険会社とする「3大疾病保障特約付住宅ローン」の取扱いを開始いたします。

団体信用生命保険では死亡・高度障害時に保険金が支払われますが、本商品は、従来保障に加え、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」の3大成人病のいずれかと診断された場合に特約保険金が支払われ、ローン残高の全額に充当されます。

3大成人病の罹患者は年間350万人を越えており、さらに増加傾向にあります。新たに住宅取得をご検討されるお客さまにとって、こうした将来の不安を取り除きたいというご要望は大きいものと考えられます。

今後ともお客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、より一層商品・サービスの充実を図ってまいります。

（商品概要）

項目	内容
ご利用対象者	当社住宅ローン商品を新規にお借入れいただく方（他行からの借換えも含む） お借入れ時年齢50歳未満で、最終ご返済時年齢が75歳未満の方 がんに罹患したことのない方 告知内容によって保険会社にご加入をお断りすることがあります。
お借入れ金額	50万円以上1億円以内（1万円単位）
お借入れ期間	35年以内（1年単位）
お借入れ利率	住宅ローンの店頭金利+0.25% 各種キャンペーン金利をあわせてご利用いただけますが、その場合も上記金利を上乗せさせていただきます。
保障の内容	死亡保障・高度障害保障に加えて、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」と診断された場合に特約保険金が支払われます。 <がん（悪性新生物）の場合> お借入日から起算して91日目以降に生れてはじめて「がん」に罹患し、医師から診断確定された場合に特約保険金が支払われます。（ただし、上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは除きます） <急性心筋梗塞・脳卒中の場合> お借入日以降に急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、その疾病により医師の診断を受けた日から60日以上所定の状態が継続したと診断確定された場合に特約保険金が支払われます。
幹事保険会社	第一生命保険相互会社

以上